

令和6年6月14日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

国税庁 課税部

消費税室長 渡邊 秀雄

**消費生活協同組合が作成する金銭又は有価証券の受取書の印紙税
の取扱いについて**

平素より税務行政につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、印紙税法上、金銭又は有価証券の受取書は、課税文書となりますが、消費生活協同組合が、その「出資者」に対して行う事業に係る受取書は「営業に関しないもの」として非課税とされております。

今般、消費生活協同組合の「出資者」の範囲について、組合員と同一の世帯に属する者が含まれるかが争われた裁判の判決が確定したことから、判決の趣旨を踏まえ、消費生活協同組合が作成する金銭又は有価証券の受取書の非課税対象となる「出資者」の範囲について、従来の取扱いを変更することといたしました。

つきましては、貴都道府県認可の消費生活協同組合に対し、別添「消費生活協同組合が作成する金銭又は有価証券の受取書の印紙税の取扱いについて」について、御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添につきましては、国税庁ホームページに掲載しております。

（国税庁ホームページ掲載場所）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/0024005-090.pdf>

（お問合せ先）

国税庁 課税部 消費税室 諸税第一係
電話：03-3581-4161（内線 3747）

令和6年6月

国税庁

消費生活協同組合が作成する金銭又は有価証券の受取書の印紙税の取扱いについて

1 従来の取扱い

印紙税法上、金銭又は有価証券の受取書は課税文書となりますが、消費生活協同組合が、その「出資者」に対して行う事業に係る金銭又は有価証券の受取書は「営業に関しないもの」として非課税文書とされています。

この非課税文書の対象となる「出資者」の範囲については、消費生活協同組合法第16条の規定に基づき、実際に出資を行った組合員に限ることとし、組合員と同一の世帯に属する者（以下、「家族組合員」といいます。）については、出資行為を行っていないことから「出資者」には含まないものとして取り扱っていました。

2 変更後の取扱い

今般、「出資者」の範囲について、家族組合員が含まれるかが争われた裁判において、東京高等裁判所は、「消費生活協同組合における『家族組合員』は印紙税法上の『出資者』に該当する」旨判示しました（令和5年10月18日判決）。

この判決の趣旨を踏まえ、消費生活協同組合が作成する金銭又は有価証券の受取書の非課税対象となる「出資者」の範囲について、上記1の従来の取扱いを変更します。

具体的には、非課税対象となる「出資者」の範囲については、実際に出資行為を行った組合員のほか、定款に特に定めがある場合を除き、家族組合員を含むこととし、これらの者に対して交付する金銭又は有価証券の受取書は、「営業に関しないもの」として非課税文書となります。

3 還付請求手続について

上記2の取扱いは過去に遡って適用されますので、以下の納付区分に応じて、還付請求を行うことができます。

(1) 書式表示に係る印紙税の納税申告の場合

家族組合員に交付した金銭又は有価証券の受取書を申告対象としていた場合は、所轄税務署に「更正請求書」を提出していただくことで還付請求を行うことができます。

請求に当たっては、更正の請求の理由となった事実を証明する書類として、申告対象に家族組合員に対する金銭又は有価証券の受取書が含まれていることが分かる書類及び定款の写しの提出が必要となります。

なお、「更正請求書」を提出する日において、法定申告期限から5年を経過している印紙税については、法令上、還付を行うことはできませんので、ご注意ください。

(2) 収入印紙の貼付の場合

家族組合員に交付した金銭又は有価証券の受取書に収入印紙を貼付していた場合は、所轄税務署に「印紙税過誤納確認申請書」を提出していただくことで還付請求を行うことができます。

申請に当たっては、金銭又は有価証券の受取書の現物（原本）の提示又は提出、並びに家族組合員へ交付されたものであることが確認できる書類及び定款の写しの提出が必要となります。

なお、「印紙税過誤納確認申請書」を提出する日において、過誤納となっている文書を作成した日（家族組合員に交付を行った日）から5年を経過している印紙税については、法令上、還付を行うことはできませんので、ご注意ください。